



家庭児童相談室の窓から

2014年が始まりました。日本が子どもの権利条約を批准したのは1994年ですから、日本では子どもの権利条約が成人式を迎える年となります。

20年前、この条約は第三世界の子どもたちのためのもので、豊かな日本の子どもには関係ないとか、子どもに人権など要らないという声を時折耳にしたものです。その頃と比べると、子どもの人権への社会の理解はかなり進みました。

当室のご相談を振り返っても、学校に行かない子どもをやみくもに登校させようとするおとなはすっかり影を潜めました。子どもの気持ちを中心に考えようとするおとなが増えてきたことは相談室のなかで常々感じるところです。

しかし、条約の考え方が日本に浸透し条約

が活かされているかということ、それは疑問でしょう。たとえば、日本は国連の子どもの権利委員会から体罰やいじめの問題について繰り返し指摘されていたにもかかわらず、それらを見過し、子どもたちの自死という大きな代償を払ってようやく直視することになりました。体罰やいじめの問題はこの相談室でもよく話題にのぼることであり、日本の社会がもっと早く問題の深刻さを受け止めていれば、どれだけの子どもが苦しまずにすんだかと思えます。

批准から年月を経て、「子どもの人権」という言葉は市民権を得たように見える反面、話題にのぼることが減り、忘れ去られた印象も拭えません。20年目という節目に、今一度この条約を振り返り、子どもたちの最善の利益のためにおとなに何ができるのかを考えたいと思います。

(家庭児童相談室 相談員 砂川真澄)



発行所 熊本学園大学附属社会福祉研究所

〒862-8680 熊本市中央区大江2-5-1 ☎ 096-364-5161 (内線1753)

発行人 所長 守弘仁志 編集人 社会福祉研究所委員会

印刷所 コロニー印刷 ☎ 096-353-1291



■古紙再生率100%の再生紙を利用しています。

■揮発性有機化合物発生の抑止と紙のリサイクル性に優れた「大豆インキ」を使用しています。